

陳述書

私は平成25年12月16日から、平成26年1月31日まで有限会社銀徳に勤めていた元従業員の
██████████です。

私は、有限会社銀徳、及び、代表取締役、吉村公俊氏の名誉毀損の投稿を行ったと刑事告訴されています。

私が、有限会社銀徳に入社した経緯ですが、私は身体障害者3級の認定を受けております。そのため、体調の回復の問題もあり、平成26年11月下旬に、私は、懇意にしていた和歌山県議会議員の花田健吉氏に、今後の相談を行いました。そして、身障者雇用の補助を利用するという条件で、有限会社銀徳を紹介してもらいました。

しかし、有限会社銀徳が身障者雇用の補助を受けるには私が、公共職業安定所を通して、有限会社銀徳に入社する必要があるとして、公共職業安定所を通して有限会社銀徳に入社しました。私の有限会社銀徳での仕事の内容ですが、最初は、代表取締役 吉村公俊氏の運転手でしたが、私の体の負担が大きすぎたためと、私にインターネットでの特殊な知識と技能があるということで、主にインターネットでの営業活動を行っていました。

また、有限会社銀徳は、田辺市に本店のあるマックスラインという会社にホームページの作成・管理を委託していましたが、その契約について、トラブルがあり、私は、代表取締役 吉村公俊氏の代理として、マックスラインの営業活動の本拠がある大阪府吹田市まで、出向いていき、激しいやりとりになりましたが、トラブルをまとめることも行いました。

このように、私は、従業員として有限会社銀徳に貢献しておりましたが、私の知識と技能を高く買ってくれている古くからの友人から、共同事業を行わないかという話もあり、代表取締役の吉村公俊氏も参画したいという意思もあり、吉村氏とは良好な関係にありました。

しかし、給料をもらいに行ったときに署名しろと出てきたのが、受領書ではなく、借用書だったので、私は、吉村氏に抗議して、借用書を撤回させて、受領書に署名と押印をして、帰りましたが、納得

できなかつたので、なぜ借用書にサインをしろと言つたのか説明を求めて、電話をかけましたが、吉村氏は、それ以来、電話に出ず、私は不信感を感じはじめました。

代表取締役の吉村公俊氏は、正規の従業員ではなく、外注業者として契約をしたと主張していると聞いたもので、外注業者と主張されると、有限会社銀徳のトラブル解決のため、代表取締役 吉村公俊氏の代理としてマックスラインと激しいやりとりを行つたのが、第三者として交渉したということになり、逆にマックスラインから、弁護士法違反で刑事告訴を受ける恐れがでると思いました。それで、私は、有限会社銀徳、及び、代表取締役、吉村公俊氏からこのような世間一般常識を逸脱した理不尽な行為をされたため、私は吉村公俊氏を反社会的勢力の人間ではないかと思い、情報を得るために、ブログ投稿等を行い、また、マックスラインから、弁護士法違反で刑事告訴を受ける可能性があるため、自分の身を守るために、ブログ等に洗いざらい投稿したというところもあります。

それを、有限会社銀徳、及び、代表取締役、吉村公俊氏は名誉毀損と主張しています。

代表取締役の吉村公俊氏には、一度、私の古くからの友人を紹介したこともあり、私とその友人との共同事業について、将来性があるということで、非常に興味を示していたことがあります。それでその将来性のある事業に自分も嗜みたいために借用書でつなぎとめておこうとしたのかもしれません。

私がこのような経緯でブログ等で、洗いざらい投稿していると、平成26年2月10日付で、有限会社銀徳、代表取締役の吉村公俊氏の代理人としてあすか総合法律事務所、豊田弁護士、太田弁護士、重藤弁護士名で、私が投稿したとして投稿を削除しろとの要求の通知書を内容証明郵便で、送付してきました。私は、あすか総合法律事務所の太田弁護士に名誉毀損ではないと抗議しましたが、話になりませんでした。

平成26年2月12日、和ネットの吉田益夫氏より電話があり、有限会社銀徳の吉村公俊氏よりこの件で電話があつたということで、事情を聞かれましたので、上記経緯と、自分の立場、あすか総合法律事務所の豊田弁護士、太田弁護士、重藤弁護士名で、内容証明郵便で通知書が送られてきている等を説明しました。そして、和ネットの吉田氏にその通知書のコピーを渡すということになりました。

2月19日にインターネットの裏の世界に関する取材を行っているという大手報道機関の記者を和ネットの吉田氏に紹介してもらった際に、和ネットの吉田氏にその通知書のコピーを渡しました。

和ネットの吉田氏と私とは、昨年の7月、私が、自分の知識と技能を使った事業を売り込みに行ってからのお付き合いで、吉田氏は、「和ネットとしては手を出せない分野だが、需要はある。」ということで、興味のある方を紹介してもらったり、受注の可能性の打診などを受けておりました。そういう経緯から、私の知識と技能を高く買ってくれている古くからの友人が和歌山に来たときに紹介することがあります。ちなみに、その友人を紹介したときに、有限会社銀徳、代表取締役の吉村公俊氏も同席しており、こういう経緯で吉村氏が和ネットの吉田氏に連絡をとりやすかったのかもしれません。

2月20日に和ネットの吉田氏にも、平成26年2月19日付で、有限会社銀徳、代表取締役の吉村公俊氏の代理人としてあすか綜合法律事務所、豊田弁護士、太田弁護士、重藤弁護士名で、削除依頼の通知書を内容証明郵便で、送付してきたということで、再度、吉田氏より電話で事情聴取を受けました。最後に吉田氏は「第三者としては、双方が話し合いで解決してもらうのが、一番よい。もし、■さんが書き込んでいたら、話し合いで削除が条件で示談になつても、パスワードを持っているのだから、自分で削除できるから」と、また「当事者同士の話合いで解決した例もある。」とも言っていました。

私は吉田氏の最後の話を参考にして、それまでは、抗議ばかりでしたが、再度、今度は話し合いを中心にあすか綜合法律事務所と交渉するために、電話をかけましたが、出てきたのは、豊田弁護士で、言い合いになってしまい、豊田弁護士は、「いつ訴えるかは、こっちの勝手だ」、「君と話することはなにもない。さっさと削除して謝るしかない。」「君は犯罪者だ」とか言い出し、話し合いにもならず、私は憤慨して、和歌山弁護士会に苦情の電話を入れるような事態となりました。和歌山弁護士会の谷口副会長は、市民の苦情として豊田弁護士には伝えると言つてくれましたが、これ以上は懲戒請求、訴訟の範疇に入つてしまうと、言われました。

2月26日、和ネットの吉田氏から、あすか綜合法律事務所に回答書を送るための再確認のためにと電話で事情聴取を受けました。そこで、私は、豊田弁護士とのいきさつ、和歌山弁護士会へ苦情を言ったことなどを説明して、裁判で決着をつけるとの私の意志を伝えました。

しかし、まったく話し合おうとしないあすか綜合法律事務所の弁護士を通して、話は平行線をたどるだけと思い、私を有限会社銀徳に紹介した和歌山県議会議員の花田健吉氏に、有限会社銀徳の代表取締役 吉村公俊氏に私は以前から話し合いを行う意思があると伝え、花田氏は、「それなら、自分が仲介をする」と承諾してくれました。

花田氏によると、吉村氏も話し合いをして示談にしたがっていたといいます。

しかし、和ネットがあすか綜合法律事務所の、豊田弁護士、太田弁護士、重藤弁護士を対象に懲戒請求を出しているという理由で、あすか綜合法律事務所の3弁護士の反対で、吉村公俊氏が、話し合いができないと花田氏に回答があり、私は、花田氏からその旨の説明を受けました。

私は、和ネットの懲戒請求と私の話し合いは別個の話で、吉村氏の意志が一番、重要なはずなのに、それを妨げる、あすか綜合法律事務所の3弁護士に憤慨して、それ以降のブログへの投稿は、あすか綜合法律事務所の3弁護士に対する、不満が中心となりました。

それから、一ヶ月半近く、表面上は膠着状態でしたが、4月17日に突然、私の自宅に和歌山県警岩出署の警察官5人が訪れ、私を和歌山県警岩出署に任意同行していきました。容疑は名誉毀損です。取調べで、DNAの採取までも行われました。

任意同行での取調べはその日で終わり、その日に解放されましたが、それから、数回、任意での取り調べが行われた後、私は、書類送検されました。

その取調べの対象は、私のブログの投稿についてのみであり、和ネットに関するることは一切、取調べでは出てきませんでした。

現在、私は、和歌山地方検察庁の検事調べを待つ身であります。

上記が、私と有限会社銀徳 代表取締役 吉村公俊氏との間のトラブルに関わる事実です。

重ねて言いますが、私は、有限会社銀徳、及び、代表取締役 吉村公俊氏に対する名誉毀損を行ったとは思っていません。

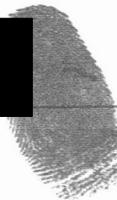
岩出署の任意同行が原因で、私の母親が自殺未遂をしたり、私は、古くからの友人を介した仲間からも信頼を失い、今後の事業、人生設計の見通しも立たなくなり、生活保護を受ける身になってしましました。

要するに。私と有限会社銀徳 代表取締役 吉村公俊氏とが話し合いを行い、示談になればなにも起こらなかつたはずです。

そのため、私と有限会社銀徳及び代表取締役 吉村公俊氏との示談のための話し合いを妨害し、なおかつ、私の知的財産であるアメーバーブログの全投稿をプロバイダーに圧力をかけ、削除させたあすか綜合法律事務所の豊田弁護士、太田弁護士、重藤弁護士には怒りを禁じ得ません。
どうか熟読熟考お願ひいたします。

平成26年 8月22日

氏名



和歌山地方裁判所 御中